

## 倉敷市地域汚水処理施設整備事業補助金交付要綱

平成6年2月1日

告示第24号

改正 平成11年 7月23日告示第309号

平成12年 3月31日告示第183号

(趣旨)

第1条 この要綱は、衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、民間住宅団地(企業団地を除く。)の汚水処理施設で自治会又は管理組合(以下「自治会等」という。)が維持管理を行っているものの改善に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「汚水処理施設」とは、住宅団地(1戸建て又は連続建てに限る。)の造成に伴い、し尿と雑排水を併せて処理するために設置した合併処理浄化槽及びこれに接続する汚水管きょ(マンホール、取付管及び取付ますを含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、処理対象人員51人以上の能力を有する汚水処理施設で、設置後7年以上を経過した汚水処理施設を管理する自治会等とする。

(補助の基準)

第4条 補助金の交付対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

ただし、補助対象経費が50万円未満の事業については、補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付を受けて、改造又は修繕を行った箇所については、完了検査後7年間は補助の対象としない。

3 当該年度の補助事業については、1回(1事業)を原則とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助事業を実施しようとする日の30日前までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業に係る見積書(事業費が1千万円を超えるものは2社以上必要)

(3) 処理工程図(管きょ部分の事業を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、所定の補助金交付決定(却下)通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、補助金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、前条の交付決定通知を受けた日以後において補助事業の内容を変更する場合は、直ちに所定の補助金交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金変更の可否を決定し、所定の補助金交付変更決定(却下)通知書により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止申請)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた日以後において補助事業を中止し、又は廃止する場合は、直ちに所定の事業中止(廃止)申請書を市長に提出し、指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を廃止する場合に用いた経費については、全額補助事業者の負担とする。

(状況報告及び指示)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に執行状況の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 補助事業に係る収支決算書

(3) 補助事業に係る領収書

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(検査)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、帳簿等の関係書類を審査し、当該施設等の完了検査をしなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の審査及び検査で適正と認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

(端数処理)

第14条 前条の規定により補助金の額を確定する場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前2条の規定による補助金の交付額の確定後、所定の補助金交付請求書による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか不正の行為があると認められたとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月23日告示第309号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第183号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

施設	補助事業の内容	補助対象経費	補助率
合併処理浄化槽	(1) 老朽化等に伴う処理能力又は放流水質向上のため必要な設備の増設及び改造(住宅団地等の規模拡大による場合を除く現有の処理施設(処理水量)の範囲) (2) 通常の維持管理上必要な設備の取替え又は修繕 (3) 市長が特に必要と認める施設の整備	工事費(住宅団地の一部が他の市町村に属している場合は、当該工事費に対して当該住宅団地の人口に本市住民の占める割合を乗じて得た額とする。)	40%
汚水管きよ	(1) 老朽化等に伴う管きよの布設替え (2) 通常の維持管理上必要な管きよ、マンホール、取付管若しくは取付ますの改造又は修繕 (3) 不明水等による漏水防止対策(薬注等による補修) (4) 管きよ、マンホール、取付管等の改造、修繕等に伴う影響範囲内の道路復旧(舗装等)	調査費 工事費	

備考

- 1 汚水管きよ部分に係る改造及び修繕についての構造等は、公共下水道の基準に準ずる。
- 2 調査費計上は、総事業費200万円以上の汚水管きよ(取付管を含む。)の改造、修繕等に適用する。ただし、調査費の補助金額の上限は、30万円とする。